
鴨川市教育振興計画

(第4期 令和8~12年度) (原案)

夢と学びを育む教育文化のまち
～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～

令和7年12月現在
鴨川市教育委員会

目 次

第1章 教育振興計画の基本的な考え方

1. 計画の概要及び基本的な考え方.....	1
1.1 策定の趣旨.....	1
1.2 計画の概要.....	4
2. 計画の推進.....	6
2.1 計画の周知と情報提供.....	6
2.2 計画の進行管理.....	6

第2章 教育振興計画の理念と目標

1. 教育振興の理念.....	7
2. 施策分野別目標.....	8
3. 施策の全体像.....	10

第3章 施策分野別の取組

1. 学校教育.....	13
1.1 幼児教育・義務教育の充実.....	13
1.2 学校教育環境の整備充実.....	25
1.3 学びのセーフティネットの構築.....	30
1.4 安全安心な学びの場づくり.....	34
2. 生涯学習.....	36
2.1 多彩な学習活動の促進.....	36
2.2 社会教育関連施設の充実.....	39
2.3 読書・学習環境の充実.....	40
2.4 文化・芸術の振興.....	44
2.5 青少年の健全育成.....	49
2.6 親が育つ環境づくり.....	52
3. スポーツ・レクリエーション.....	54
3.1 スポーツ環境の充実.....	54
3.2 スポーツの振興.....	55

第1章

教育振興計画の基本的な考え方

1. 計画の概要及び基本的な考え方

1.1 策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国は、少子高齢化が一層進んでおり、社会経済状況の変化、グローバル化及び高度情報化の進行等により、子どもたちの成長や人々の暮らしを取り巻く状況が様々な面で変化しています。今後も広範な領域でめまぐるしい変化が予想され、教育施策は、これらに伴う様々な課題に対応することが求められています。このようなことから、子どもたちが豊かに生きる力を育むためには、これからの中の教育環境の変化を的確に見据え、柔軟に対応していくことが特に重要となっています。

教育基本法の前文では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。この理念を踏まえ、教育立国の実現に向けた取組を進めていくため、国は教育振興基本計画を示しています。

国第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）は、教育の「不易」を普遍的な使命としつつ、社会や時代の「流行」の中で、目指す方向が示されており、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的なコンセプトとしています。そして、「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」が掲げられています。

子どもから大人までの生涯を通じた教育振興等は、これまで以上に重要となっており、本市の教育をめぐる状況を考慮し、今後予測される環境変化や政策課題等を踏まえ、中長期的な視点で教育施策の方向性を示して推進する必要があります。

本市の状況と時代の動き等から、教育をめぐる課題を次のとおり整理します。

課題1 人口減少、少子高齢化による影響への対応

令和7年1月1日時点の本市の人口は30,209人で、令和2年の32,673人より減少しています。また、令和7年1月1日時点の本市の世帯数は16,011世帯で、令和2年の16,165世帯と同程度ですが、1世帯当たりの人数は1.89人で、令和2年の2.02人より減少しており、依然として核家族化が進行しています。年齢構成は年少人口(0~14歳)割合が8.3%、生産年齢人口(15~64歳)割合が52.1%、老人人口(65歳以上)割合が39.6%となっており、令和2年より年少人口割合と生産年齢人口割合が減少する一方で、老人人口割合は、県平均(27.6%)・全国平均(29.8%)より高い水準で推移しています。

全国的に、子どもの数の減少に伴い、学校の配置や通学の問題がある一方で、教員不足の状況が続いております。また、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、地域コミュニティが変容し、家庭や地域の教育力の低下が見受けられます。これらについては、本市でも重要な課題となっています。

さらに、人生100年時代を見据え、市民一人ひとりが、生涯にわたって主体的に学び続け、必要とする様々な力を身につけ、その成果を社会に活かしていくことが地域にとって特に重要となっています。

課題2 社会の多様化とグローバル化への対応

社会の多様化やグローバル化により、子どもの貧困、不登校、いじめ、外国にルーツを持つ子どもの増加など、多様な背景や特別な支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応が求められています。

また、グローバル社会に対応できる人材の育成やSDGs（国連サミットで採択された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標）の達成に向けた取組が求められています。一方で、家庭の経済状況や居住地域による教育格差やIT環境格差が課題となっており、誰一人取り残すことのない教育機会の提供が重要視されています。

課題3 情報化とデジタル技術の進展への対応

ICT機器の活用推進が図られ、個別最適な学びと協働的な学びの実現、デジタル教材やオンライン学習の活用が期待されており、学びの質を高めるとともに、情報化・デジタル化に対応しうる力を育成していくことが重要となっています。

また、経済・社会・生活のあらゆる場面で情報化が進展し、その恩恵を享受している一方で、有害情報やネット上のいじめなどの弊害への対応が喫緊に求められており、市民が情報や情報手段を適切に活用できるようこれらの課題への対応が必要とされています。

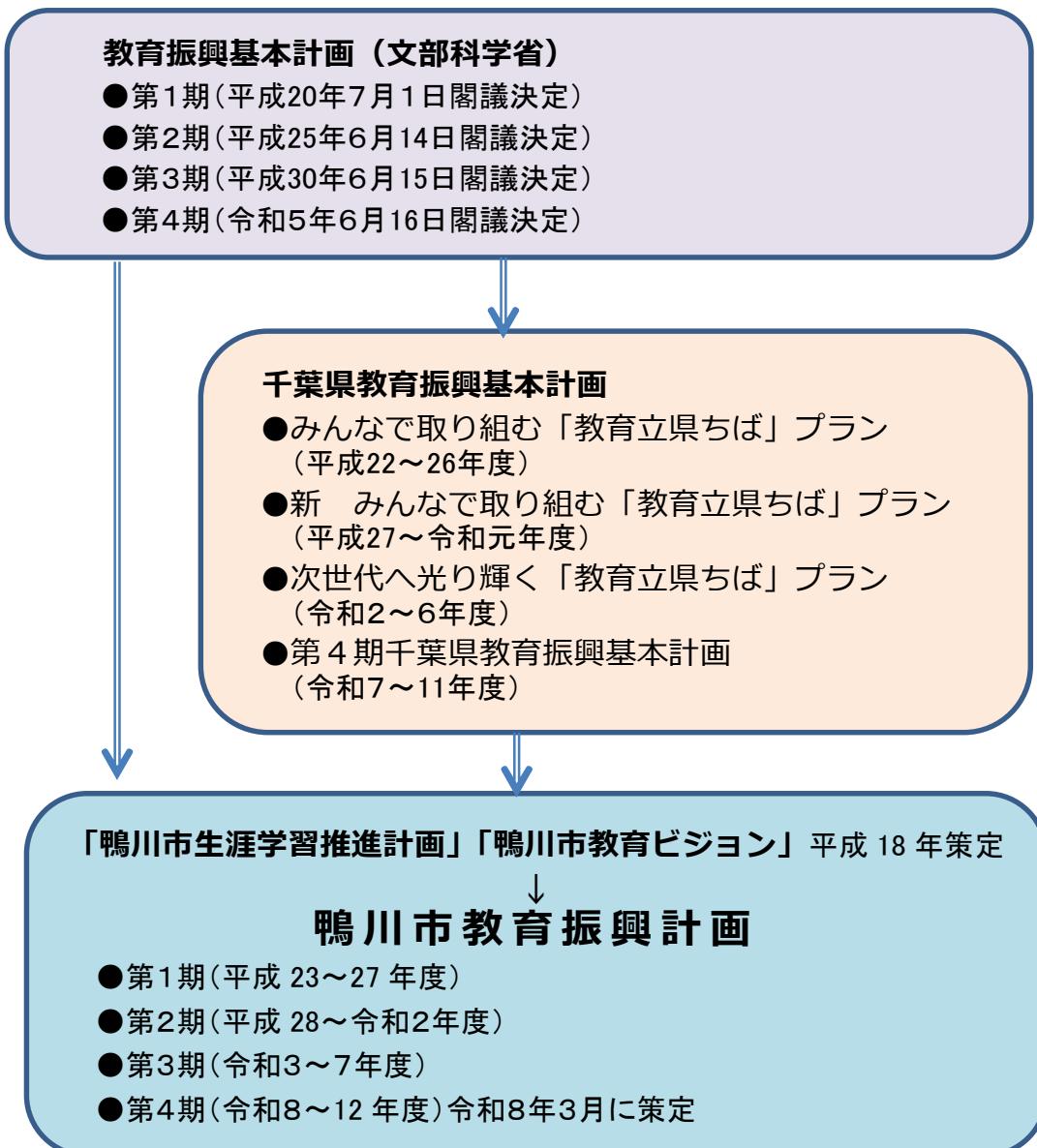
(2)計画策定の目的

一人ひとりの生涯にわたる主体的な学びの基盤づくりは、本市の発展を実現していくために不可欠です。学びの成果を社会に活かしてこそ、豊かな社会の実現につながります。

子どもたちみんなが自分の夢を育み、その実現に向けて学校・家庭・地域・行政が「全ては子どもたちのために」の思いをもって、様々な支援を続けることができるまち、市民一人ひとりが生涯を通して「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる、ともに学ぶ包括的な教育施策を推進するため、基本的な方向を示す計画として、本計画を策定し推進します。

本計画の策定にあたっては、国・県の教育振興基本計画等上位計画との整合性に留意するとともに、鴨川市総合計画を踏まえ、市の関連計画との連携・調和を図りました。

【教育施策の流れ】



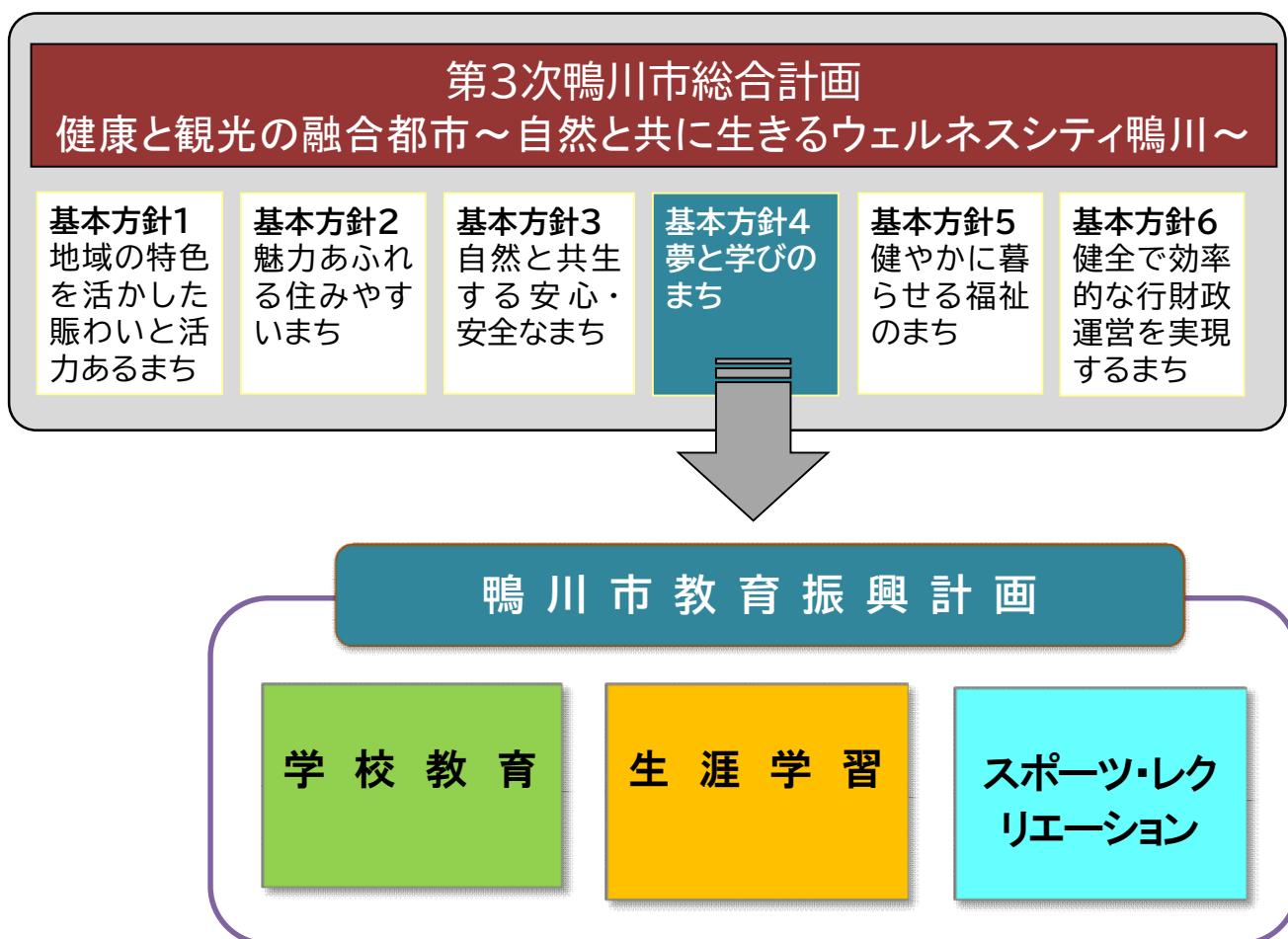
1.2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定めるものであり、国及び県の教育振興基本計画との整合を踏まえて策定しました。

また、本市の最上位計画である「第3次鴨川市総合計画」に基づき、教育委員会、学校、市民が協力して教育を推進するための総合的な計画です。学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーション推進の指針となるものであり、関連する計画や施策と整合を図りながら、策定・推進します。

【計画の位置づけ】(策定中)



(2)計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

(3)計画の対象

本計画は、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーションを推進し、本市の教育施策の基本方向を示す計画であり、計画の対象は子どもから大人まで全世代とします。

ただし、学校教育は義務教育修了となる15歳までを対象とするなど、法律に基づく対象年齢や施策、他の関連計画等との関係に配慮しました。

2. 計画の推進

2.1 計画の周知と情報提供

本計画は、教育行政を担当する教育委員会各課及び教育施設における運営方針・経営方針を示し、具現化するための事業・取組を推進します。そのため、本計画を十分理解して職務を遂行できるように、様々な方法で計画の周知・理解に努めます。

さらに、多くの市民が本計画の推進に主体的に関わることにより、事業の目的を達成できるとの考えの下、市民に各事業等の趣旨や内容を理解する方策を講じることが大切です。そのため、「広報かもがわ」やホームページ等を活用しながら、市民への周知・啓発を行い、教育委員会、学校、保護者、市民との情報共有を進め、連携の強化につなげます。

また、認定こども園・小中学校のたよりについては、保護者だけでなく多くの方に読んでもらえる方策を講じます。

2.2 計画の進行管理

(1) 推進体制の整備

本計画の実現に向けて、教育委員会では保護者、各種審議会委員、学識経験者、関連団体・グループ、教育ボランティア等から、推進のための意見をいただく場を設けます。

また、必要に応じて市民と協議する場を設定します。

(2) 計画の推進状況の把握と教育委員会の点検・評価

本計画に示す主要な事業・取組については、その進捗状況を定期的に教育委員会各課において内部評価し、外部の有識者等による評価と教育委員による点検を経て、市議会に結果報告書を提出するとともに、ホームページで公表します。

さらに、点検及び評価の結果については、施策等の企画立案、予算編成その他の教育委員会における教育行政の推進等に活用します。



第2章

教育振興計画の理念と目標

1. 教育振興の理念

本市は「健康と観光の融合都市」の実現を目指して、様々な施策・事業を推進します。教育振興は、「夢と学びを育む教育文化のまち」を理念として、学校教育、生涯学習、スポーツ・レクリエーションを推進します。

これまで実施してきた0歳から15歳までの保幼小中一貫教育を継続し、地域の特性に合わせて市民が意欲的に取り組むことのできる生涯を通じての学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動を支援する取組を更に推進します。そして、誰もが心豊かに生きがいを持って学び、その学習や活動の成果を本市に活かす好循環につなげ、一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を目指します。

【市の目指す将来都市像と教育・文化に関する施策の基本方針】

《市の将来都市像》

**健康と観光の融合都市
～自然と共に生きるウェルネスシティ鴨川～**

《教育・文化の基本方針》

夢と学びのまち

《教育振興の理念》

**夢と学びを育む教育文化のまち
～一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育～**

2. 施策分野別目標

一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育を推進し、「夢と学びを育む教育文化のまち」の実現に向け、以下の目標を設定して取り組みます。

施策分野1 学校教育

0歳から15歳までの連続した学びや育ちを伸ばす教育の推進

学校・家庭・地域の連携・協力による教育力の向上

0歳から15歳までの子ども一人ひとりの健やかな成長と豊かに生きる力を身につけることのできる一貫した教育を、本市の保幼小中一貫教育と位置づけ重点的に推進します。あわせて、未来をしなやかに生きていくために必要な確かな学力や、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の担い手の育成を目指し、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じられるよう、就学支援や教育的支援、不登校対応等に取り組みます。

さらに、小中学校の適正規模や部活動のあり方の検討のほか、安全安心な学校施設の整備や、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組み、子どもたちがいきいきと活動する学校づくりの推進を図ります。

核家族化や少子高齢化が進む影響等により、子どもと家庭を支える環境が変化しており、子どもが育つ基盤である家庭と地域の教育力を高めていくため、親子が一緒に体験して学習する場、地域で子どもの育ちを見守り支援する取組等を推進します。

SDGsについても、教育に取り入れ、未来を創る子どもの育成に向け、より広い視野に立った鴨川教育を創ることを目指します。

施策分野2 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

青少年と親が育つ環境づくり

誰もがいつでも、どこでも学びたいときに学ぶことができ、その学びの成果を適切に活かしていくことが生涯学習の目指す姿です。このため、市民が家庭や地域で子どもから大人までを対象とした多様な体験学習をはじめ、生活を豊かにする学習活動・読書活動等に意欲的に取り組める学びの環境づくりを進めます。図書館においては、多様化した市民ニーズに対応した事業展開を図るとともに、その担い手となる人材の育成に努めます。

市民一人ひとりがふるさとの文化に触れ、心豊かな生活を送ることができるよう、音楽や芸能等を含めた市民の多様な文化芸術活動を支援するとともに、様々な分野の文化・芸術に接する機会や活動成果の発表の場の拡充を図ります。さらに、市民の文化芸術活動の拠点となる施設整備の検討を進めます。

また、市民が本市固有の歴史や文化を理解し、郷土愛と誇りを持てるよう、本市の貴重な文化財の保護と文化資源の掘り起こしに努めるなど、文化財保存活用地域計画に基づく取組を推進します。

学校、家庭、地域、関係機関等との連携により、青少年の成長と自立を支援する環境づくりを推進します。あわせて、子どもが様々な体験・交流活動、社会活動等に参加する機会を拡充するとともに、地域活動の活発化や指導者の育成に努めます。

施策分野3 スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

市民一人ひとりが、生涯にわたり自分にあったスポーツを楽しみ、生活に取り入れ、心身ともに健やかに暮らせるように、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支える環境づくりを進めます。このため、総合運動施設や社会体育施設等のスポーツ・レクリエーション施設の整備と効率的な運営を進めるとともに、市民の積極的な施設利用とスポーツに親しむためのイベント参加、競技スポーツの普及を促進します。また、本市が有する充実した運動施設、スポーツに適した自然環境等を有効活用して、大会・合宿誘致を通じた交流人口の拡大を図り、「スポーツ観光交流都市」を目指します。

また、小湊さとうみ学校を活用し、スポーツ及び文化を通じた交流の場を提供することにより、市民の健康の保持増進とスポーツツーリズムの推進を図ります。

3. 施策の全体像

【市の将来都市像・基本方針】

【教育振興の理念】 【施策分野別目標】

健康と観光の融合都市 ↗ 自然と共に生きるウェルネスティ 鴨川 ↗

夢と学びのまち

夢と学びを育む教育文化のまち

「一人ひとり、みんなが輝く鴨川教育」

1. 学校教育

0歳から15歳までの連続した学びや育ちを伸ばす教育の推進

学校・家庭・地域の連携・協力による教育力の向上

2. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興

鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用

青少年と親が育つ環境づくり

3. スポーツ・レクリエーション

生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

【施策の方向・取組】

1.1 幼児教育・義務教育の充実	(1)学びや育ちを伸ばす教育の推進 (2)生きる力の基礎を育む幼児教育の推進 (3)主体的に学び未来を切り拓く義務教育の推進 (4)一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 (5)不登校児童生徒支援 (6)小中学校の適正配置の推進
1.2 学校教育環境の整備充実	(1)学校施設設備の整備 (2)教員の意識改革と指導力の向上 (3)信頼される学校づくりの推進 (4)学校給食の充実 (5)小中学校の適正配置の推進（再掲）
1.3 学びのセーフティネットの構築	(1)子どもや家庭に対する相談・支援 (2)基本的生活習慣と望ましい規範意識の育成 (3)子どもの人権擁護と安全の確保 (4)就学に関する支援
1.4 安全安心な学びの場づくり	(1)安全教育の推進 (2)安全な教育環境づくり
2.1 多彩な学習活動の促進	(1)公民館事業の充実 (2)本市に関係のある大学との連携 (3)市民が学びやすい環境づくり (4)青少年海外派遣の推進
2.2 社会教育関連施設の充実	(1)社会教育関連施設の整備
2.3 読書・学習環境の充実	(1)生涯読書活動の推進 (2)図書資料の整備・充実 (3)子どもの読書活動と習慣づけの推進
2.4 文化・芸術の振興	(1)文化・芸術の振興 (2)文化活動の拠点施設の整備・活用 (3)鴨川市文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進 (4)市史の編さん、史・資料調査と保存・活用 (5)地域の歴史文化資源の周知と有効活用
2.5 青少年の健全育成	(1)青少年の健全育成に関する啓発の推進 (2)青少年育成団体の活動の活性化 (3)青少年育成団体と地域の連携強化
2.6 親が育つ環境づくり	(1)家庭教育の支援 (2)保護者活動の支援
3.1 スポーツ環境の充実	(1)施設の整備
3.2 スポーツの振興	(1)市民スポーツの振興 (2)スポーツによるまちづくりの推進

第3章

施策分野別の取組

1. 学校教育

0歳から15歳までの連続した学びや育ちを伸ばす教育の推進
学校・家庭・地域の連携・協力による教育力の向上

1.1 幼児教育・義務教育の充実

(1)学びや育ちを伸ばす教育の推進

これまで本市では、幼保一元化、保幼小連携教育、小中一貫教育と、子どもの連続した学びや育ちに視点を置いた教育について検討し、実践してきました。その中で、子どもの多様な資質や能力を伸ばし、確かな学力と豊かな人間性を育む教育の推進に努めてきました。

これまでの本市の教育を基に、子どもが誕生してから中学校を卒業するまでの学びや育ちを伸ばす教育として、引き続き、「保幼小中一貫教育」を推進します。

①保幼小中一貫教育の推進

就学前の教育・保育施設から小学校、小学校から中学校の接続期において、従来より「小1プロブレム」(授業中に座っていられない、集団行動がとれない児童が増加する現象)や「中1ギャップ」(学習や生活の変化になじめずに不登校やいじめが増加する現象)といった課題が指摘されています。これまでも連携や交流の場を確保して、認定こども園と小学校、小学校から中学校の円滑な接続に努めてきました。

今後も、保幼小連携カリキュラム(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム)による積極的な認定こども園と小学校との交流を通じて、スムーズな移行を推進します。また、小中一貫カリキュラムにより、異学年交流の促進と学習指導・生徒指導等の継続的・体系的な支援を行います。これらに基づき、0歳から15歳までの子どもの発達段階に応じた教育・保育を進め、学習面だけでなく生活習慣・人間関係づくりに重点を置いた教育を展開することで、学校への適応を円滑にし、なめらかな接続を図ります。

さらに、地域の特性を活かしながら、認定こども園・小中学校の交流・連携の場をより多く設け、カリキュラム内容の共通理解を深めます。そのために、認定こども園と小学校、小学校と中学校の合同職員研修を定期的に行います。

<主な取組>

取組	担当課
・保幼小連携カリキュラムの充実	学校教育課 子ども支援課
・小中一貫カリキュラムの充実	学校教育課

(2)生きる力の基礎を育む幼児教育の推進

認定こども園は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期における教育の重要性を認識し、質の高い幼児教育の提供とともに、保幼小の連携、家庭教育への支援等を推進します。

幼児教育においては、幼児の生活や遊びという直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性、表現する力を育み、生きる力の基礎を培い、幼児一人ひとりが調和の取れた成長ができるようにします。

また、認定こども園と小学校の円滑な接続を図り、就学前教育の成果が小学校教育につながるように就学前教育を推進します。さらに、保護者が子育ての喜びを感じることができるように、認定こども園の機能を活かした子育て支援を推進します。

①魅力ある学びの場がある教育の推進

園児が、認定こども園の教育・保育活動で社会・文化・自然等に触れ、豊かな心情・意欲・態度を身につけます。あわせて、興味・関心を持ち、主体的に環境に関わることや、友達や保育教諭と一緒に遊ぶ楽しさを十分に体験するようにします。

園児の活動においては、遊びの中にいくつもの学びがあります。友達と「関わり」「生活し」「学ぶ」中で、「健康な心と体」「自立心・人との関わり」「思考力の基礎」「言葉の獲得」「表現力」等を身につけ、小学校以降の生活や学習の基盤をつくります。また、国際交流員等の活用による国際理解教育を推進します。

「幼児期の終わりまでに育てたい10の姿」を具現化するため、園内研修等を通して、これまでの研究成果を各園の教育活動に活かします。

認定こども園で身体を動かす機会を増やし、スポーツを通じて園児が健やかに成長する活動を推進します。

②一人ひとりの子どもの育ちに合わせた支援の充実

一人ひとりの発達に応じた支援のため、日常の観察により生活年齢の発達課題表を用いて個々の実態を適切に評価します。そのうえで、個々の支援の方針を明確にし、心身の調和の取れた発達を促します。

特別な支援を要する幼児に対する支援体制づくりを確立するために、組織全体での研修計画を立てて実施します。

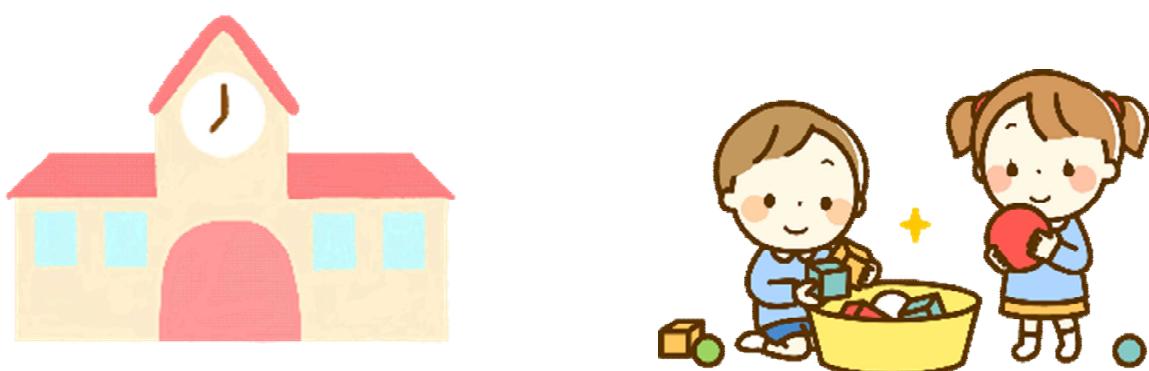
③保護者への支援

認定こども園は、子育てやしつけに不安を抱える保護者への支援を行います。また、家庭の教育力の向上を目指し、家庭教育相談員と連携をとりながら、公開講座等を開催し、情報提供の充実を図ります。子育ての悩みを相談する人がいない保護者が多い傾向にあることから、日頃から保護者との連携、情報共有を図ります。

認定こども園は、地域の在宅児の子育て支援を行います。また、保護者対応のスキルアップを図るとともに地域のネットワークを活かした子育て支援に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・就学前児童一人ひとりの特性に応じた指導計画の作成	子ども支援課 学校教育課
・幼児の成長を共有するツール(面談・成長記録等)の活用	子ども支援課 学校教育課
・国際交流員等の活用による国際理解教育の推進	子ども支援課 学校教育課
・認定こども園等を拠点とした保護者への支援	子ども支援課 学校教育課



(3) 主体的に学び未来を切り拓く義務教育の推進

義務教育は、児童生徒に生きる力を育むことを目指します。創意工夫した特色ある教育活動を展開する中で、個別最適な学びと協働的な学びを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。

その際、児童生徒の発達段階を考慮しながら、全ての教科等を通じて言語能力の育成を図るとともに、家庭との連携を図り、家庭学習の習慣が確立するよう努めます。

また、専門家による演奏や演技の鑑賞、トップレベルのスポーツ等を間近で体感する本物教育を推進することで、児童生徒がそれぞれの分野で活躍する人々にあこがれを抱き、努力を重ねることの大切さを実感し、新たな分野への興味を引き出します。

本市は、小中学校の教職員と教育委員会で構成する鴨川市教育政策研究会を組織し、小中一貫教育推進委員会、学力向上推進委員会、ＩＣＴ利活用推進委員会、保幼小連携推進委員会、特別支援教育コーディネーター委員会の各専門委員会により、教育課題の解決に向けた取組を進めます。

① 確かな学力の育成

今後、ますます複雑化・多様化する社会を主体的に生きていくためには、児童生徒に3つの資質・能力として、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を柱とした「確かな学力」を身につけさせることが重要です。さらに、情報化・グローバル化の一層の進展を踏まえ、児童生徒の言語能力や情報活用能力の育成を図ることも重要です。

そのため、「鴨川市学力向上推進プラン」の継続実践とともに、更なる学習活動の工夫、授業改善を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、以下の主な4点に重点を置き指導します。

- ・学習のねらいの明確化
- ・「自分の考えを書く・伝える」場面の設定
- ・協働的な学びを通して豊かな人間関係を築く課題解決学習
- ・学習の自己調整を図る振り返り



②特色ある教育の実施

本市の自然や歴史文化、産業を理解し、ふるさとに誇りをもつために、地域素材を活用した本物に触れる体験活動の充実を図ります。海や里山等の自然環境に直接触れる機会を設けることで、地域の魅力を体感させ、郷土への愛着を高めます。さらに、小学校の社会科副読本「わたしたちの鴨川市」や市立図書館が作成した「ふるさと鴨川」・「鴨川のむかし話」を活用して、ふるさと学習の充実を図ります。

本市においては、認定こども園から外国語活動に親しむ機会を設け、外国語教育に取り組んできました。認定こども園では国際交流員、小学校1年生からの外国語・英語の学習には、小中学校に4名の外国語指導員を配置し、指導を行っています。特に、小学校低学年では、外国語指導員が配置された授業を通して、文化や言語に親しむことができています。引き続き、これまで培ってきた先進的な外国語教育の取組を継続します。

子ども休暇制度は、家族と共に学びや体験することで、親子の絆を深める貴重な機会です。児童生徒が「見たい・知りたい・やってみたい」という興味や探究心をもとに、家族と相談しながら計画を立て、施設見学、自然散策や芸術鑑賞などを行うことで、主体性を育み、親子関係の充実と心身の成長を図ります。

③ICT機器を活用した情報教育の充実

児童生徒にとって、教育におけるICT機器を基盤とした先端技術の活用は欠かすことできません。1人1台端末と高速大容量のネットワーク環境を活用し、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、多様な児童生徒一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるICT教育を推進するため、以下の点について重点を置き指導します。

- ・視覚的直感的な理解の促進
- ・双方向共同学習の促進
- ・個別最適な学びの実現

また、非常災害時等だけでなく、夏休み等の長期休業をはじめ日常的にタブレット端末を家庭に持ち帰ってドリル学習やオンライン学習に取り組むなど、学びを保障していく体制づくりを強化します。

さらに、児童生徒がインターネットやソーシャルネットワークサービス上でトラブルに巻き込まれることなく、安全安心に情報通信機器を利用できるよう、情報モラル教育の推進に取り組みます。

④発達段階に応じたキャリア教育の推進

児童生徒が自然に触れたり、地域や社会の中で人と関わりを持ったりする機会が減少しています。多様な体験や地域との関わりの中から、自分の良さや適性を伸ばし、将来の夢や希望に向かって社会の中でしなやかに生きていける児童生徒を育てます。そこで、企業や家庭、地域と連携しながら、働くことの意義や尊さを理解し、自分の将来に夢や希望、目標が持てるよう発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

特に、中学校での職場体験学習においては、職場体験の実践が体験のみに終わってしまうことのないように、生き方の指導を含めた事前・事後指導を充実させ、生徒一人ひとりの職業観・勤労観を育成する学習活動になるよう取り組みます。

また、キャリアパスポートを活用し、児童生徒が自分の考えの記録を振り返りながら、自分自身の成長を実感できるよう工夫し、9年間の成長を見通し、継続したキャリア教育に取り組みます。

⑤豊かな心を育む教育の推進

道徳の時間は、礼儀や規律を大切にし、他者的人格や生命を尊重して行動できる力を育みます。特に、人権意識の向上や規範意識の醸成を図るために、ゲストティーチャーの招聘や体験活動を重視した教育の充実に取り組みます。地域素材を活用した自然体験や地域活動などを通して郷土の良さや地域社会とのつながりを実感したり、専門家による演奏や演技の鑑賞、スポーツ等を間近で体感する本物教育を推進することで、児童生徒の豊かな心を育みます。

また、児童生徒の発達段階に応じ、9年間の一貫教育として道徳教育や人権教育に小中学校で連携して取り組みます。差別やいじめをしない児童生徒の育成に向けて、人権教育や障害者理解教育の推進、交流教育の推進、人権擁護委員による「人権教室」の開催等を通して人権意識の向上に努めます。

いじめの未然防止、早期発見及び解消については、家庭や地域、関係機関との連携を図り、全教職員が一丸となって指導にあたるなど総合的かつ効果的に推進します。

⑥体力の向上と健康の推進

児童生徒が積極的に運動に親しもうとする意欲を引き出すとともに、基礎的な体力の向上を図るため、日常の授業や体育的活動を各校の実情に合わせて実施し、運動に親しむ習慣づくりを推進します。

健康教育については、関係機関の専門性を活かして学校保健の機能を高める体制を整備するため、学校保健委員会を開催し、児童生徒の健康や体力についての協議及び情報共有を行います。保健だよりを通して、健康についての知識や情報を周知することに加え、保護者への健康教育に対する取組を強化します。

また、栄養教諭と連携した食に関する指導を実施します。学校だよりや保健だより、給食だよりを活用して、児童生徒と保護者に対して、望ましい食習慣を身につけることができるよう啓発を行います。

学校給食における食物アレルギーに対して、校内研修を通して理解を深めるとともに、家庭や関係機関と連携し、情報収集や校内体制の整備に努めます。また、給食の食材には、乳や卵等が含まれていないアレルギー対応食品の使用に努めます。

⑦読書活動の推進

学校教育においては、児童生徒の確かな学力を育むとともに、言語活動や探究活動、読書活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性を培うことが求められています。児童生徒が生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるために、鴨川市生涯読書推進計画に基づいて、学校教育における読書活動を推進します。

朝の一斉読書や読み聞かせに取り組み、児童生徒が気軽に本を手にとれる環境を整えることで、児童生徒の読書習慣の確立を図ります。

また、市立図書館の団体貸出制度の活用、小中学校への図書配本事業を通して、学校図書館活動の充実を図ります。

さらに、読書ボランティアの協力を得て、図書の補修や学校図書館の整備に努めるとともに、蔵書の充実を図ります。さらに、特設コーナーの設置やわかりやすい案内表示の工夫等を行い、行ってみたくなる学校図書館づくりを進めます。

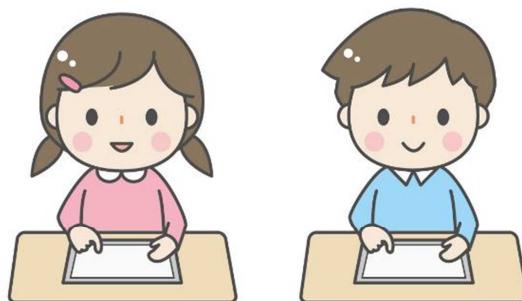
⑧部活動の地域展開

部活動は、少子化による部活動数の減少や教職員の働き方改革の進展を踏まえ、学校における活動から、地域と連携した持続可能な形に転換することが求められています。特に、休日の部活動を中心に地域展開を進めることで、地域と関わりながら継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保します。

また、児童生徒の多様な活動機会の確保のために、国や県の動向に合わせ、地域人材や団体と連携した部活動の地域展開を進めます。

<主な取組>

取組	担当課
・全国学力・学習状況調査の分析、活用	学校教育課
・タブレット機器の活用	学校教育課
・ICT支援員の小中学校への派遣	学校教育課
・外国語指導助手の小中学校への派遣	学校教育課
・キャリア教育の推進	学校教育課 生涯学習課
・いじめ防止対策の充実	学校教育課
・アレルギー対応の充実	学校教育課
・学校図書館の充実	学校教育課 生涯学習課
・部活動地域展開の推進	学校教育課 スポーツ振興課



(4)一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進に向け、特別支援教育の充実を図ります。合理的配慮を提供するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、最も的確に対応ができるよう、関係機関と連携し、多様で柔軟な仕組みや学びの場を整備するとともに、切れ目ない連続性のある支援体制の充実を図ります。

①早期からの相談(就学相談・教育相談)と切れ目ない支援体制の充実

教育上特別な支援を必要とする園児・児童生徒の就学・教育相談については、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、成長段階に応じた柔軟な判断が求められます。早期からの相談体制を強化するため、就学前から卒業後までを見通し、認定こども園・小中学校と健康推進課・福祉課・子ども支援課・学校教育課、関係機関等が連携を図ります。また、連携のツールとして、個別の支援計画及び個別の指導計画を作成し、実行するとともに、認定こども園・小中学校の連携に活用します。

②豊かな人間性を育む交流及び共同学習の推進

障害の有無にかかわらず園児・児童生徒が、地域社会の人たちとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことにより、ともに尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。共に学ぶ環境の実現を目指し、認定こども園や小中学校での支援体制を充実させるとともに、地域と協力し支え合い学び合う環境づくりを推進します。

交流及び共同学習を行うにあたっては、教職員の特別支援教育への理解が必要となるため、特別支援コーディネーターを中心に研修の充実を図ります。

③一人ひとりの発達に合わせた支援の充実

全ての園児・児童生徒に「わかる・できる」授業を展開するため、ユニバーサルデザインの視点に基づいた環境づくり・授業づくりを推進します。認定こども園・小中学校では、「鴨川市版授業スタンダードリーフレット」の有効活用を図り、園児・児童生徒の実態に応じた環境整備や学習活動の工夫をします。また、個別の指導についても、障害特性に応じて発達課題を的確に捉え、自立や社会参加につながるよう指導・支援を実施します。

④多様化する教育的ニーズに対応するための人材育成・指導の充実

特別な支援を要する園児・児童生徒への対応が多様化している中、その状況を踏まえ、特別支援学級や通級指導教室等を活用するとともに、園児・児童生徒一人ひとりのニーズに適切に対応します。全ての教職員が障害特性を理解し、園児・児童生徒の可能性を引き出し、持っている力を伸ばす指導・支援を行う必要があります。そのため、教職員の専門性や資質の向上を目指し、特別支援教育コーディネーター研修や特別支援学級担任を対象とした研修、特別支援教育支援員研修会の更なる充実に取り組みます。

⑤認定こども園・小中学校への支援体制の強化

教育委員会は、特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議を開催するほか、巡回相談員を派遣するなど、医療・福祉・その他の関係機関との連携・協力を図り、認定こども園・小中学校への支援体制を強化します。

また、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒への支援については、小中学校の実態に応じて特別支援教育支援員を配置します。

小中学校は、複数の特別支援教育コーディネーターを配置し、校内支援体制の強化と充実を図り、個別支援計画を作成し、活用することで適切な支援を行います。

<主な取組>

取組	担当課
・特別支援教育連携協議会・専門家チーム会議開催及び巡回相談員の派遣	学校教育課
・特別支援教育支援員の配置	学校教育課



(5)不登校児童生徒支援

全国的に不登校児童生徒が増加している中、本市においても同様の傾向にあります。

不登校の要因については、無気力・不安、生活リズムの乱れ、友人関係等多岐にわたり複合的であることを踏まえたうえで、適切に対応し、家庭及び関係機関とともに連携・協働することが重要です。

本市では、不登校の未然防止、ICT機器を活用した学習支援や、多様な学びの場の提供等早期支援体制の充実を図ります。

①不登校の未然防止と早期支援

児童生徒が、自分という存在が大事にされている、心の居場所になっている、学校が自分にとって大切な意味のある場所になっている、と実感できる人間関係づくりや学級経営に取り組みます。

また、不登校に至る要因を早期に捉えるため、生徒指導会議をはじめとした情報共有の場を定期的に開催し、実情に応じて市教育委員会指導主事、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒に適切な支援を行う体制を整えます。

②安心して学べる環境づくり

児童生徒が「学校に行きたい」と感じられるような人間関係づくりや学級経営に取り組みます。あわせて、空き教室を利用した学習室や相談室など、学級以外にも児童生徒が安心できる居場所をつくります。

さらに、不登校に関する教職員研修を行い、教職員一人ひとりが不登校への理解を深め、実情に応じた柔軟な支援ができるよう専門性の向上を図ります。

③多様な学びの場の確保

民間の関係機関と連携し、個々の状況に応じた学習支援や心理的支援を行うことで、学習機会の保障や社会的自立を目指します。また、ICT機器を活用した新たな学びの形を取り入れ、学校とのつながりを途切れさせない仕組みを整えます。

④家庭を支える環境づくり

家庭訪問、オンライン面談、関係機関との合同支援会議などを活用し、家庭の状況を踏まえた切れ目のない支援をします。また、子ども家庭センターをはじめとする関係機関との連携を深め、家庭が抱える課題に応じた支援体制を強化します。

<主な取組>

取組	担当課
・不登校対策の充実	学校教育課 子ども支援課 健康推進課 福祉課

(6)小中学校の適正配置の推進

本市の児童生徒数は、学校適正規模等検討委員会会議における推計より、減少が早く進行している状況にあります。

今後、教育環境の整備にあたっては、児童生徒数の変動を踏まえた柔軟な対応が求められます。

本市の児童生徒にとって何が最適な教育環境なのかを考え、児童生徒が健やかに成長できるより良い環境を提供できることを最優先にする必要があります。

このため、効率的な施設運営や人員配置、本物教育やＩＣＴ機器を活用した教育の推進など、多面的な施策が重要であり、これらを踏まえたうえで、小中学校の適正配置を進めます。

①教育環境の整備・充実

学校は、教科等の知識や技能を習得させることや、社会性や規範意識を身につけさせることが重要です。

このためには、一定の学校規模の確保が必要となります。

学校適正規模等検討委員会からの答申では、子どもの教育という視点から、小中学校は各学年2学級以上となる適正規模校が望ましいという結論に至っています。

加えて、小学校において複式学級が続く見通しとなった場合は、学校統合も視野に入れます。

これらの状況を踏まえ、児童生徒数の動向を注視しながら、学校の適正配置を検討します。

また、児童生徒が安全で安心した学校生活を送れるよう、既存施設の有効活用や整備を進めます。

<主な取組>

取組	担当課
・小中学校の適正配置の推進	学校教育課

1.2 学校教育環境の整備充実

(1)学校施設設備の整備

本市が所有する学校施設は、旧耐震基準で建築された施設が全体の6割を占めており、耐震補強工事については平成28年度までに全てが完了しているものの、施設の老朽化が進行している状況であり、適宜、適正な修繕を実施しています。

これまでに整備してきた学校施設の全てを今までと同じ規模で維持管理していくためには、多額の費用が必要であり、限られた財源の中で、児童生徒をはじめ、保護者や教職員が満足できる機能を備えた安全で快適な学びの場を確保するためには、公共施設全体のあり方を踏まえた新たな視点で、学校施設の在り方を検討することも必要です。

本市が所有する全ての施設等の状況を総括的に分析し、長期的な視点を持って財政負担の軽減や支出の平準化に考慮しながら、公共施設等総合管理計画や公共施設等個別施設計画をもとに、必要に応じ学校施設の改修に取り組みます。

①施設改修への対応

老朽化が進行している校舎等を計画的に改修することにより、児童生徒が安心して学べる教育環境の整備に取り組みます。

校舎及び屋内運動場のトイレにおいては、衛生環境の改善を図るために和便器の洋式化が必要とされることから、これまでの計画に引き続き、未改修の学校を対象として改修します。

また、空調設備については、これまでメンテナンスを適切に行い、管理には万全を期しているものの、導入後20年以上が経過し、運転状況や耐用年数から更新時期となり、施設機能の維持や子どもたちの安全確保のため、計画的な更新が必要となります。

故障してから対策を講じる事後保全では学校運営に与える影響が大きいことから、予防保全の視点に基づいた取組が必要であり、耐用年数等をもとにした設備更新を適切に実施していきます。

<主な取組>

取組	担当課
・校舎及び屋内運動場のトイレ改修	学校教育課
・校舎の空調設備の更新及び設置	学校教育課

(2)教員の意識改革と指導力の向上

急激に変化している社会の中で、児童生徒・保護者等の多様なニーズに適切に対応するためには、教員一人ひとりが、従来の固定観念を改め、柔軟な新しい発想が求められています。

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、わかる授業の実践に向けて、教員の授業力の向上を図ります。また、本市の教育課題に対応できる人材を育成するとともに、ベテラン教員の持つ学習指導・生徒指導等に関するノウハウの継承等、若手の教員の計画的な育成を行います。

一方、教職員が心身ともに健康で、公私ともに充実した時間を過ごすことは、人間性や創造性を磨き、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高める研修の時間確保につながります。質の高い教育の実現のため、本市では業務量管理と健康確保措置を推進します。

さらに、教職員の不祥事防止に向け、定期的な研修により規範意識を高めるとともに、安心して発言できる職場環境の充実を図ります。

①研修の充実と自主的研究活動促進

学校教育の充実・発展を図るため、専門的な知識を有し実践的な指導力を発揮できる教員の育成に取り組みます。教員には、使命感にあふれ高い倫理観と豊かな人間性を備えることに加え、変化する社会や教育環境に柔軟に対応し、新たな課題に創造的に挑戦できる想像力、さらに学校組織の一員として責任を持ち協働できる力が求められます。これらを備えた教員育成のため、各学校での研修の充実をはじめ、多様な研究機会の提供と国・県の研修会への参加を促進します。

また、校種・学年・教科の枠を超えたグループ編成による相互授業参観を実施し、参観後には協議会を開催して互いの授業内容や指導方法について意見交換を行い、教員同士の理解と指導力の向上を促します。また、認定こども園と小学校、小学校と中学校の相互連携を強化し、実践的な指導法の共有や授業改善を推進します。さらに、ＩＣＴ機器を効果的に活用した授業を積極的に展開し、教育の質の向上に取り組みます。

これらの取組を通じ、学校全体が組織マネジメントの視点を持ち、計画的かつ効果的に教育活動を進められる体制を整備します。また、教育活動を総括する鴨川市教育政策研究会の活動を充実させ、学校間の情報共有や研修交流の機会を増やすことで、教育活動の改善に取り組みます。

<主な取組>

取組	担当課
・研修機会の充実	学校教育課
・相互授業参観の充実	学校教育課
・鴨川市教育政策研究会活動の充実	学校教育課

(3)信頼される学校づくりの推進

地域に開かれた信頼される学校を実現するために、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。また、保護者や地域住民が、学校運営に積極的に協力していくことも大切です。

そのため、学校が、地域や児童生徒の実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営をするよう求められています。

また、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を中心とした開かれた教育の推進のため、学校評価を実施し、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図り、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域のそれぞれが理解を深めることにより、教育の質の保障と向上を図ります。

①学校運営協議会の実施と開かれた学校づくり

学校運営協議会は地域住民等で構成され、学校運営に関するアドバイスや意見を述べ、学校運営や必要な支援について協議し、協働する組織です。

近年、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域から孤立した子育て家庭の増加や地域や家庭における教育力の低下が懸念されています。また、学校現場では不登校やいじめなどの教育課題が顕在化しており、学校・家庭・地域がそれぞれの立場で支えるのではなく、三者が一体となって児童生徒を育む「開かれた学校づくり」がこれまで以上に重要となっています。

このようなことから、令和4年度から全ての小中学校に学校運営協議会を導入し、年間3回の開催を基本として、保護者や地域住民と学校がともに課題を共有し、意見を出し合いながら協働して学校運営に関わる体制を整備しました。あわせて、学校だよりやホームページ、ブログ、アプリ等を活用し、学校の情報を正確かつタイムリーに地域や家庭へ発信する取組を推進しています。

また、地域学校協働本部事業は、全3中学校区に導入し、学習支援、環境整備、安全面の支援、行事運営の支援等を通じて、より多くのボランティアの参画を得ながら、教育活動に対する地域の理解と関与を深めます。さらに、各中学校区にボランティアコーディネーターを配置し、学校のニーズを地域へ適切に伝えることで、授業や行事、施設整備などに地域人材を効果的に活用し、学校支援ボランティアの組織化やネットワーク化を進め、地域と共に持続可能な学校づくりを推進します。

今後も、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、児童生徒の豊かな成長を支える教育環境の実現に向け、学校運営協議会の活動を核として、地域と学校の連携強化を図り、社会に開かれた教育課程と誰一人取り残さない教育の実現を目指し、より良い学校づくりを推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・学校運営協議会の推進	学校教育課

(4)学校給食の充実

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒に栄養バランスのとれた安全安心な給食を提供し、小中学校や家庭との連携の下、健康の増進、体位の向上を図るとともに、アレルギー対策に取り組みます。また、学校給食を通じて、望ましい食生活を身につけ、好ましい人間関係を育成するなどの食に関する指導の役割も担います。

豊かな郷土の自然を感じる機会となるよう、学校給食に地場産物を取り入れるなど、地産地消を推進します。

厨房機器や設備等の更新・修繕を計画的に実施するとともに、調理及び配送等業務の民間委託により、学校給食の充実に努めます。

①施設・設備の充実

学校給食センターの厨房機器や施設・設備の定期的な点検を行い、必要に応じて更新及び修繕を実施します。

②民間委託の推進

民間事業者のノウハウや専門性を取り入れて、給食業務の合理化・効率化を図るため、調理及び配送等業務の民間委託を行っています。その結果、コスト面や衛生管理の向上、調理業務の効率化等が図られていることから、継続して推進します。

③学校や家庭との連携

定期的に学校給食主任者会議を開催し、給食事業への意見や情報交換を行い、望ましい学校給食のあり方等を検討する連携体制づくりに努めます。

さらに、児童生徒の視点に立った運営となるよう、引き続き、学校給食センター運営委員会で審議を行うことにより家庭と連携し、より安全安心な学校給食の提供に努めます。

また、小中学校は、児童生徒に対し、食に関する指導を推進するとともに、学校給食センターの栄養教諭等が保護者に対し、学校給食に関する意見交換や食に関する指導を行います。

④地産地消の推進

地場産物を活かした学校給食を提供し、地産地消の取組についてホームページや給食だより等による周知を図ります。また、体験学習等を通じて、給食を生きた教材として地場産物に対する関心を高めます。

地産地消を進めるため工夫した献立づくりに努め、食材料の安定確保を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・厨房機器や施設・設備の更新及び修繕	学校教育課
・調理及び配送等業務の民間委託の推進	学校教育課
・小中学校や家庭との連携による食に関する指導の推進	学校教育課
・地産地消の推進	学校教育課

(5)小中学校の適正配置の推進(再掲)

本市の児童生徒数は、学校適正規模等検討委員会会議における推計より、減少が早く進行している状況にあります。

今後、教育環境の整備にあたっては、児童生徒数の変動を踏まえた柔軟な対応が求められます。

本市の児童生徒にとって何が最適な教育環境なのかを考え、児童生徒が健やかに成長できるより良い環境を提供できることを最優先にする必要があります。

このため、効率的な施設運営や人員配置、本物教育やＩＣＴ機器を活用した教育の推進など、多面的な施策が重要であり、これらを踏まえたうえで、小中学校の適正配置を進めます。

①教育環境の整備・充実

学校は、教科等の知識や技能を習得させることや、社会性や規範意識を身につけさせることが重要です。

このためには、一定の学校規模の確保が必要となります。

学校適正規模等検討委員会からの答申では、子どもの教育という視点から、小中学校は各学年2学級以上となる適正規模校が望ましいという結論に至っています。

加えて、小学校において複式学級が続く見通しとなった場合は、学校統合も視野に入れます。

これらの状況を踏まえ、児童生徒数の動向を注視しながら、学校の適正配置を検討します。

また、児童生徒が安全で安心した学校生活を送れるよう、既存施設の有効活用や整備を進めます。

<主な取組>

取組	担当課
・小中学校の適正配置の推進	学校教育課



1.3 学びのセーフティネットの構築

(1) 子どもや家庭に対する相談・支援

教育を受ける機会は、誰しも等しく与えられるべきものです。子どもたちに安全安心な教育機会を提供するために、関係機関と連携した体制の充実を図ります。

また、教育環境の確保のために、支援が必要な子どもの存在を早期に把握し、その生活や学習を支えます。

①学校内の相談体制の充実

小中学校は、教育相談、生徒指導、特別支援教育に関する児童生徒や保護者からの相談にいつでも対応できる体制を整備しており、計画的な相談期間の設定に加え、突発的な相談に迅速に対応できるよう関係機関と連携しています。小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアに加え、教職員や保護者への指導や助言を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した多面的な支援体制を確保しています。

また、児童生徒がICT機器を使いSOSを発信できるシステムを構築するなど、今後も、小中学校内の相談体制をさらに充実させ、児童生徒とその家庭を包括的に支える環境づくりを推進します。

②相談支援の連携体制の構築

子どもや家庭が抱える様々な課題に対して、学校教育課・健康推進課・福祉課・子ども支援課及び関係機関が、認定こども園や小中学校と連携しながら相談支援体制の充実を図っており、特別支援教育や不登校対策においても、関係機関との協議会を定期的に開催し、個別の支援方針や対応について共有・検討を行うことで、実効性のある連携体制を構築しています。

さらに、総合保健福祉会館（ふれあいセンター）内には、24時間365日、誰もがいつでも相談できる総合相談窓口を設置し、市民にとって身近で安心できる相談拠点として活用されています。令和6年4月には「子ども家庭センター」を開設し、母子保健業務及び児童福祉業務を一体化したことから、今まで以上に専門的な相談・支援体制を整備しました。

今後も、この窓口の役割を広く周知するとともに、相談支援に関わる職員のスキルアップにも注力し、各種研修会への参加を促進することで、対応力と支援力の強化を継続します。

<主な取組>

取組	担当課
・相談窓口の充実	学校教育課 健康推進課 福祉課 子ども支援課
・相談支援にあたる連携体制の構築	学校教育課 健康推進課 福祉課 子ども支援課

(2) 基本的生活習慣と望ましい規範意識の育成

家庭における教育は全ての教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣、善惡の判断、社会的マナー、自立心、豊かな情操等を身につけ、心身の調和のとれた発達を図るうえで重要な役割を担っています。この家庭教育について、父母その他の保護者は、第一義的責任を有しており、その役割を果たすことが大切です。

このため、全ての子どもが適切な家庭教育を受けられるよう、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学びや成長を支援するとともに、情報提供などを通じて家庭教育を支援し、家庭教育の一層の充実に取り組みます。

また、学校においては、家庭教育を基盤として、生徒指導、教科指導、道徳教育及び人権教育等のあらゆる教育活動を通じて、基本的生活習慣と望ましい規範意識等を育成し、子どもたちが自立して社会の構成員として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育成します。

①挨拶の習慣化

挨拶は、地域のコミュニケーションの活性化を図り、豊かな人間関係と住み良い生活環境を築きます。子ども同士はもとより、地域の大人にも率先して挨拶の輪を広げます。挨拶することで近所に顔見知りが増えれば、横のつながりができ、地域の雰囲気も明るくなります。引き続き、子どもたちが意識を高くもって取り組み、挨拶が習慣化するよう努めます。

さらに、子どもたちの挨拶が、家庭や地域でも習慣化するよう協力を求めます。

②睡眠と早寝早起き・朝食習慣の確立

適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などの望ましい生活習慣を身につけることは子どもの健やかな成長に重要ですが、家庭だけでこれらの基本的生活習慣の定着を図ることが難しい状況もみられます。そのため、習慣化ができない子どもへ家庭と連携して、個別の指導や支援に努め、子どもの基本的生活習慣の定着を図ります。

近年は、子どものスマートフォンやタブレット端末の過度の利用が健康問題や親子のコミュニケーション不足等に影響を及ぼすことが指摘されており、利用のルールづくりや関わり方等適切な利用について保護者と子どもに啓発します。

<主な取組>

取組	担当課
・生活習慣の確立に向けた推進	学校教育課 子ども支援課 健康推進課

(3)子どもの人権擁護と安全の確保

保護者等からの児童虐待は、あってはならない行為ですが、不幸な事例は後を絶ちません。社会的な孤立や育児ストレスなど、それぞれの家庭が抱える問題は様々で、対応が困難な事例も少なくありません。そのため、早期発見体制の充実を図るとともに、通報があった場合は速やかに対応します。

①児童虐待防止対策の充実

認定こども園や小中学校が、児童虐待の早期発見・早期対応において極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、増加傾向にある児童虐待への的確な対応をするため、児童相談所、警察、健康推進課及び福祉課などの関係機関と連携を図りながら、要保護児童対策地域協議会において情報共有の徹底や役割分担の明確化を進め、被害を受けた子どもへの支援や虐待の未然防止に向けた体制づくりを推進しています。あわせて、小中学校においては定期的な教育相談を通じて、子どもや家庭の状況を把握し、日常の中での変化や兆候を見逃さないよう情報収集に努めており、必要に応じて要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携による対応を行っています。

また、児童虐待に関する教職員の意識向上を図るため、認定こども園・小中学校において虐待対応に係る研修を計画的に実施し、教職員が適切な知識と対応力を身につけられるよう、研修内容の充実にも取り組んでいます。今後も、子どもの人権が尊重されるとともに、全ての子どもが安全安心に生活・学習できる環境の整備に向けて、関係機関と緊密に連携しながら、実効性のある支援を継続します。

<主な取組>

取組	担当課
・児童虐待防止対策の充実	学校教育課 子ども支援課 健康推進課 福祉課



(4)就学に関する支援

経済格差が教育格差とならないよう、また、支援が必要な児童生徒が共に学び育つことができるよう、義務教育課程において教育費の負担軽減などの支援に努めます。

①経済的支援

保護者の経済的負担を軽減するため、経済的な理由により小中学校の就学が困難と認められる児童生徒の保護者へ、小中学校の学習に必要な費用の一部を援助します。また、小中学校や関係機関、保護者等に制度の周知を図ります。

②障害のある児童生徒の家庭への支援

障害や発達等で支援が必要な児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給を行います。また、小中学校や関係機関、保護者等に制度の周知を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・保護者への就学に関する経済的支援の継続	学校教育課
・障害等で支援が必要な児童生徒の保護者への就学に関する支援の継続	学校教育課



1.4 安全安心な学びの場づくり

(1)安全教育の推進

大規模な自然災害から身を守るために、必要な知識を身につけ、正しい備えをすることで、防災対応力を向上させる必要があります。児童生徒に対して、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くための主体的に行動する態度を育成するとともに、安全安心な地域づくりに貢献する意識を高める安全教育を推進します。また、地域住民・保護者・関係機関との連携を強化するなど、学校安全管理体制の充実・徹底を図ります。

①防災教育の充実

「鴨川市小中学校防災対応マニュアル」を適宜見直しながら、各校の実態に応じた避難訓練や、予告なしの避難訓練を実施するほか、鴨川市合同津波避難訓練に参加するなど、防災意識の高揚を図ります。

また、災害時における各種警報の発表時には、小中学校と教育委員会、危機管理課が連携し、安全・安心メールや防災行政無線などを活用し、命を守る行動ができるよう努めます。

②交通安全教育の充実

警察や交通安全協会、自動車教習所等の協力を得て、小中学校において、児童生徒の実態に即した交通安全教室（歩行・自転車）を推進します。また、登下校時の交通現地指導を通して、交通ルールやマナーの指導を行います。

なお、道路交通法が改正され、令和8年4月から施行されることに伴い、自転車の交通反則通告制度が導入されることから、自転車の交通ルールを習得させて安全に使用できるよう、交通安全教室を行います。

さらに、リーフレットや映像教材等を活用して、日常的に交通安全についての啓発を行い、児童生徒が自ら命を守る力を身につけられるよう努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・鴨川市小中学校防災対応マニュアルの見直し	学校教育課
・避難訓練の実施	学校教育課 危機管理課
・関係機関と連携した交通安全教室の実施	学校教育課

(2)安全な教育環境づくり

小中学校は、学びの場であることに加え、児童生徒が将来に希望を持ち、夢を実現する準備のための大変な場所です。児童生徒の安全を確保するためには、自らの安全を守るために防犯教育等を充実させるとともに、学校施設の安全対策を推進する必要があります。

児童生徒の通学時の安全確保のため、通学路安全プログラムに基づき、関係機関が連携して通学路の安全確保を図ります。小中学校から申し出のあった危険箇所については、関係機関で協議のうえ、必要な対策を講じて、通学路の安全性を向上させます。

①通学の安全対策

通学路安全プログラムに基づき、関係機関が、通学路の危険箇所等の情報共有やその対策について協議する通学路安全推進会議を、毎年開催します。また、隔年で通学路の合同点検を実施し、具体的な安全対策について検討します。

学校統合等により、遠隔地から通園・通学することになった園児・児童生徒には、スクールバスや路線バス等で対応し、バスの運行や通学費の補助により、安心して通園・通学できるよう支援します。

②防犯対策

小学校で作成する安全マップの活用や「こども110番の家」の設置など、地域ぐるみで児童生徒の安全を支える体制を整備します。学校・家庭・地域・警察が一体となった児童生徒の安全確保の仕組みを強化することで、児童生徒が安心して生活・通学できる環境づくりを推進します。

毎年、小学校の新1年生を対象に防犯ブザーを配付し、防犯に対する啓発及び意識の高揚を図ります。さらに、青色防犯パトロールや防災行政無線による地域住民への見守りの呼びかけ等の対策を実施します。

<主な取組>

取組	担当課
・通学路安全推進会議の開催	学校教育課
・通学路の安全対策	学校教育課 都市建設課 危機管理課
・通学路の合同点検	学校教育課 都市建設課 危機管理課
・通学・通園バスの運行	学校教育課 子ども支援課 企画政策課
・遠距離通学費補助	学校教育課

2. 生涯学習

市民一人ひとりの学びを支える生涯学習の振興
鴨川ならではの文化・芸術の振興と活用
青少年と親が育つ環境づくり

2.1 多彩な学習活動の促進

(1) 公民館事業の充実

公民館は、社会教育活動における中核的な施設であり、公民館教室を開催しています。公民館教室は、趣味・教養・健康の各講座を開設し、学習の場、機会を提供しています。また、各種のサークルが積極的に活動し、生涯学習活動の拠点となっています。

魅力ある公民館教室の開催、サークル活動の育成支援等により、様々なニーズに柔軟に対応した公民館教室や講座等の充実を図ります。各公民館の定期利用団体の一覧である「クラブ・サークル一覧表」のホームページ掲載を継続し、学びの機会の拡大を推進します。

①市民同士がお互いに尊重しあい、教えあい、学びあう生涯学習活動の充実

これまでと同様に、参加者が希望する公民館の講座に申込みができる体制を継続します。

自主活動グループである定期利用団体に、今後も必要に応じて支援を実施します。

各団体の活動の成果を発表する機会として、毎年、公民館まつり等を開催するとともにその内容の充実に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・公民館教室の開催	生涯学習課
・サークル活動の育成	生涯学習課
・公民館まつり等による活動発表の機会の充実	生涯学習課

(2)本市に関係のある大学との連携

市内に教育研究施設を有するなど、本市と縁のある大学と連携し、大学の持つ知的財産を市民へ還元し、多様な学習活動を支援します。

①大学等との連携による特色ある生涯学習プログラムの充実

各大学と連携した講演会、実験教室、自然観察会等を開催し、大学の持つ知的財産及び文化財産等を還元することで、大学と市民が交流を深めるとともに、市民文化の向上、生涯学習の充実を図ります。

また、「キャンパスツアーア」を開催し、学生食堂の体験昼食や現役大学生による説明を受けながらの構内見学や、文化イベントの見学等を行い、交流を深めます。

<主な取組>

取組	担当課
・市内に教育研究施設を有するなど、本市と縁のある大学との連携による講演会等の実施	生涯学習課

(3)市民が学びやすい環境づくり

市民ニーズに即した学習機会の充実や、豊かな知識、技能及び経験を有する人材の発掘と活用による市民の自主的な学習活動の促進を図ります。

市民ボランティアを募り、市民の参加による文化施設の活性化と地域に潜在する優れた人材の発掘により、多様な学習機会の提供と充実を図ります。

①地域学習・ボランティア活動の支援

市民に広く親しまれる施設づくりを目指し、郷土資料館や図書館で文化施設ボランティアを活用しています。市民が文化施設ボランティアとして積極的に活動へ参加できるような取組や、研修等を通じてスキルアップを図ります。

生涯学習人材バンクの充実に取り組み、生涯学習事業へのボランティアの活用、登録者の増加に向けて取り組むほか、市民団体の学習活動支援を推進し、市民が「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習環境づくりと、市民同士がともに学びあう「人と人のつながり」を培うことに努めています。

小中学校や放課後子ども教室（土曜スクール）、福祉関係団体等で、学習指導や支援を行う活動の場が広まっています。今後は、ボランティアの具体的な指導内容の周知を図るとともに、ボランティアの活用を促進し、その活性化を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・文化施設ボランティア及び生涯学習人材バンクボランティアの育成と活用の促進	生涯学習課

(4)青少年海外派遣の推進

青少年の国際的視野を広める活動の一つとして、中高生を海外に派遣し、訪問先の青少年との親睦を図ります。

①国際的感覚の豊かな人間育成

国際交流協会を通じて事前調整を行い、国際姉妹都市のアメリカ合衆国ウィスコンシン州マニトワック市に中高生の派遣を継続し、現地での交流を深めます。

<主な取組>

取組	担当課
・国際姉妹都市(マニトワック市)への中高生の派遣の継続	生涯学習課



2.2 社会教育関連施設の充実

(1)社会教育関連施設の整備

学習活動や地域活動に利用されている社会教育関連施設が老朽化しています。既存施設のあり方を検証し、計画的な改修・修繕や設備の更新を行い、利用者が安心して施設を利用できるよう、適切な施設運営を図ります。

①施設の計画的な改修と更新

社会教育関連施設について、不具合箇所の修繕等、利用者の安全性や緊急性等を考慮し、優先順位をつけて整備に取り組みます。

また、自然体験学習の活動拠点として設置しているわんぱくハウスの利用促進を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・社会教育関連施設の整備	生涯学習課
・わんぱくハウスの利用促進	生涯学習課



2.3 読書・学習環境の充実

(1)生涯読書活動の推進

市民一人ひとりの心豊かな生活や活力ある社会の実現に資することを目的として、生涯読書の推進に努めます。また、公民館に図書館分室を設置し、予約本受け取りサービスの充実に努める等、利便性の向上を図っています。読み聞かせや朗読会等の行事は、文化施設ボランティアに協力を得ており、その技術向上のため、研修会や講演会の開催に努めます。

①鴨川市生涯読書推進計画に基づく読書活動の推進

乳幼児から高齢の方まで、年齢やライフスタイルが異なる市民が読書に親しめるよう、引き続き、各年齢層や各地域に対応した読書活動の推進や拡充に努めます。

年齢に合わせたおはなし会や、子ども1日図書館員体験講座等の各行事や小中学校への図書配本事業等、子どもに向けた読書活動の推進に努めます。また、俳句講座及び名作や昔話の朗読会・講話等の成人向け行事の開催により、生涯にわたる読書活動の推進に取り組みます。

さらに、あらゆる世代が、家族のふれあいやコミュニケーションをつくるきっかけを創出するため、「家庭読書」を推進し、他施設への出張読み聞かせや団体貸出制度を推進します。

また、「子ども読書活動推進計画」の策定を検討します。

②図書館分室の運営

図書館分室は、地域に根付いた運営をします。定期的な図書の入れ替えや新刊図書の購入を進め、地域の特性を活かした図書館分室としての機能の充実を図るとともに、利用率や立地条件を考慮したあり方を検討します。

また、引き続き、希望する公民館で本を受け取れる「予約本受け取りサービス」を実施し、利用者の利便性の向上に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・ボランティア活動、行事等の充実及びスキルアップ研修の実施	生涯学習課
・家庭読書の推進	生涯学習課
・「子ども読書活動推進計画」策定の検討	生涯学習課
・図書館分室の利便性の向上及びあり方の検討	生涯学習課

(2)図書資料の整備・充実

図書館は、生涯学習社会の進展に伴い、多様化するニーズに対応したきめ細やかなサービスの提供が求められています。どの年齢層にも親しまれる図書館づくりを目指して、情報を収集するとともに、利用者のニーズに応じた選書をするなど、館内外の読書環境の整備に努めます。特に、中高生向け図書や大活字本、郷土資料をはじめとした図書資料等の充実を図ります。

①みんなでつくる図書館の推進

書棚の移動や書架増設を行うなど、見やすい書架の改善に努め、季節に合わせた図書の紹介やおすすめ図書の展示等、魅力ある図書館を目指すとともに、図書館だよりや新刊図書案内等を定期的に発行し、図書館資料の紹介を行い、利用の促進と利便性の向上を図ります。

また、認定こども園・小中学校との連携を図り、学習資料の配置の工夫や、見学や体験の受け入れによる図書館の利用促進を図るとともに、乳幼児や小学校低学年児童への読み聞かせ、子ども1日図書館員体験講座の開催等により、読書の楽しさを感じられる取組を継続して実施します。

さらに、「みんなでつくる図書館」をテーマに、読み聞かせの行事、書架整理や本の修理、ブックカバーかけ等図書館諸活動への協力・補助を通して、文化施設ボランティアの活動支援を進めます。また、高齢化等により、ボランティア活動に制限がでてしまう面もあることから、新規ボランティアの確保のため、文化施設ボランティアへの積極的な登録の呼びかけ、周知を図ります。

図書館資料、図書館活動など図書館の様子や行事等について、ホームページやLINEを活用した情報提供を継続して行い、利用や参加を促進します。

②施設・設備の改修

分類どおりの場所へ置くことができない資料があるため、電動書庫の増設等を検討し、適切な配架を行うことで利用者へのサービス向上に努めます。

また、利用者が安全・快適に施設を利用するため、駐輪・駐車場の整備等、望ましい読書・学習環境に対応した施設の改修整備を検討します。



③資料の充実

利用者のニーズを参考に選書会議等を通じて、更なる図書資料の充実を計画的に図ります。

Wi-Fi環境を整備したことでのタブレットの持込み等の利用が増えていることからも、今後、電子図書の導入を検討するとともに、デジタル化を視野に入れたハイブリッドな図書館運営を目指します。

乳幼児向け絵本、中高生向け図書、大活字本といった年齢層に対応した資料や、地域の歴史や文化を知り、郷土への親しみが深められるような郷土資料の充実に努めるとともに、観光施設や医療機関等の他機関と連携することにより、本市の特色を活かした資料の収集を進めます。また、小中学校への図書配本事業の資料の見直しや入れ替え等により、更なる充実に努めます。

郷土資料館と連携し、郷土に関する資料や情報の収集を積極的に行い、市民が利用しやすいように整備を進めます。

さらに、千葉県立図書館や各市町村立図書館との連携により、図書の相互貸借を行いながら提供資料の拡充に努めます。

<主な取組>

取組	担当課
・駐輪・駐車場の整備	生涯学習課
・観光施設や医療機関等との連携	生涯学習課
・各分野の図書資料の購入、整備	生涯学習課



(3)子どもの読書活動と習慣づけの推進

子どもの読書活動は、豊かな心の醸成や知識の獲得にとどまらず、表現力や創造力を高めるうえで欠かすことのできないものです。また、読書は習慣化することで、その効果が一層発揮されます。できるだけ早い時期からの読書習慣が、将来の発育に大きな影響を与えるものと考えられ、積極的に読書活動の習慣づけを推進します。

①子どもの読書活動と習慣づけの推進

0歳児から3歳児までを対象とした乳幼児向けのおはなし会である「おひざにだっこのおはなし会」、4歳児から小学校低学年までを対象とした児童向けのおはなし会である「おはなしひろば」、幼児・児童を対象とした「子どもフェスタ」を継続的に開催し、子どもたちの感性や想像力を育む一助を担います。

また、「家庭読書」推進のため、赤ちゃんと保護者が絵本を通して互いに心ふれあう時間を持つきっかけをつくる乳幼児向け事業の推進を図るとともに、「おすすめ本のブックリスト」を作成し、手に取りやすい展示、わかりやすい紹介等に努めます。引き続き、行事内容の見直しや周知方法の工夫を行い、各行事への参加者の増加を図ります。

今後も、小中学校からの見学や職場体験、学童クラブや土曜スクールからの図書館訪問等の積極的な受入れを行い、図書館を身近に感じることで、読書の習慣づけを目指します。

「子ども1日図書館員体験講座」を実施し、司書の仕事を体験することで、読書を支える図書館の役割の理解促進を図ります。

②学校教育と図書館の連携による読書活動の推進

小中学生へ推薦する図書を計画的に購入し、小中学校への図書配本事業を行います。今後は、図書配本事業を更に充実させるため、小中学校と連携して児童生徒へアンケート調査を行い、読書の質の向上を図ります。

また、図書館を活用した「調べ学習」への対応や、授業で利用する資料の提供を行い、小中学校とともに読書活動の推進を図ります。

さらに、読書活動の支援のために、図書館職員が県で開催される研修会等へ積極的に参加し、スキルアップを目指します。

<主な取組>

取組	担当課
・年齢に合わせた読み聞かせの実施	生涯学習課
・「子どもフェスタ」の開催	生涯学習課
・乳幼児向け事業の推進	生涯学習課
・子ども1日図書館員体験講座の実施	生涯学習課
・小中学校への図書配本事業の実施	生涯学習課

2.4 文化・芸術の振興

(1)文化・芸術の振興

地域の文化芸術活動の主役は市民一人ひとりです。市民の文化芸術活動を支援するとともに、多様な文化・芸術に触れる機会を創出することにより、文化・芸術に触れ親しむ環境を整備し、地域活性化を図ります。また、様々な分野の文化・芸術に触れる機会の拡充に努め、市民の文化芸術活動への参加者の増加を図ります。

本市には、先人たちが伝え残した多くの歴史文化遺産があります。本市に根付く地域文化を大切に思う姿勢を引き継ぎ、次代につなぐことは、市民一人ひとりが自分たちの集うまちに対する誇りを持ち続けることにつながります。

地域の特色に応じた優れた文化・芸術は、観光や産業等の地域経済への波及、中長期にわたる地域の活性化や、本市のブランド力向上といった効果も期待されており、自主的な文化芸術活動の振興を図ります。

①文化芸術団体の活動促進

文化団体等への活動支援を行います。鴨川市文化協会をはじめ、各文化芸術団体相互の交流を促進します。

また、各文化芸術団体が日頃の活動成果を発表する公演やコンサート、発表会、展覧会等の活動を支援し、各団体の文化芸術活動の一層の振興を図ります。

②鑑賞機会の充実

多様な文化・芸術に触れる機会を拡充するため、文化芸術団体等の活動を支援するとともに、引き続き、魅力ある主催事業を開催し、文化・芸術の振興を図ります。

市民が一流の文化・芸術に触れるため、美術・音楽や演劇等の鑑賞機会を提供する取組を推進します。

郷土資料館・文化財センター等を中心に、展覧会、発表会等を開催します。展覧会解説講座やギャラリートーク、市内見学ツアー等を実施し、鑑賞の理解を促進します。

市所蔵作品の有効活用の促進として、学校や公共施設で展示し、広く市民に親しまれるようにします。

また、収蔵資料・作品類の調査研究と有効活用をより推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・各文化芸術団体等への活動支援	生涯学習課
・市主催の展覧会、発表会等の開催	生涯学習課
・文化・芸術鑑賞機会の提供	生涯学習課

(2)文化活動の拠点施設の整備・活用

文化・芸術の振興を図るうえで必要となる文化芸術団体の発表の場や鑑賞の場として、代替機能を持つ施設の確保や、新たな拠点の整備について、教育以外の活用も踏まえ、市長部局とともに検討を進めます。

①施設の確保と整備

市民が自主的な文化活動に取り組むことができる環境づくりとして、小湊さとうみ学校、小中学校、公民館、ホテル等の市内施設を活用し、市民の文化芸術活動の発表の場の確保に努めるとともに、市長部局とともに、市民会館に替わる教育以外の用途にも利用可能な文化芸術施設について検討します。

郷土資料館・文化財センターの整備・活用については、社会教育委員会議及び文化施設運営協議会等の委員の意見を踏まえ、公共施設等個別施設計画等と合わせて方向性を検討します。

<主な取組>

取組	担当課
・文化芸術施設の検討	生涯学習課
・市民活動の発表の場の充実	生涯学習課

(3)鴨川市文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進

歴史的に価値のあるかけがえのない文化財を適正に保存するためには、文化財の所有者及び管理者と協力し、適切な保存と維持管理を継続する必要があります。本市に所在する文化財の適切な保存活用のため、鴨川市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者・管理者に対する活動支援や助成に努めます。また、郷土資料館や文化財センターの展示の充実を図り、より多くの市民が歴史文化に触れる機会を提供するとともに、市史の編さんに取り組みます。また、郷土芸能や伝統芸能等の地域文化の保存活用を推進します。

①文化財等の実態調査

指定文化財の保護と管理に努め、指定文化財の管理状況や保存状態を把握する実態調査を継続的に行います。

埋もれている歴史資料が数多く残されていると考えられ、市民からの情報提供や、調査依頼があります。引き続き、未だ埋もれている文化財に関する調査研究を行い、未指定文化財の価値を明確にし、文化財指定の検討を進めるとともに、適切な保存と維持管理を支援します。また、調査研究で得られた成果を、郷土資料館や文化財センターで展示することにより、広く市民への普及を図ります。

また、埋蔵文化財の保護にあたっては、地域の関係者や地権者の協力を得ながら遺跡の把握調査を実施し、埋蔵文化財について保存活用を図る取組に努めます。

②文化財保護活動への支援

指定文化財保護のための助成や保存活動支援に、継続して取り組みます。

文化財に対する関心が高まる中、国の重要文化財（建造物）に指定（令和8年1月までに官報告示される予定）された「大山寺不動堂、宮殿」を守り後世に引き継ぐために、文化庁及び県文化財課と連携して大山寺への支援に努めます。

様々な機会を通して、文化財保護の重要性を広く周知します。さらに、本市の歴史文化資源である文化財を総合的に保存・活用し、魅力あるまちづくり・観光振興に活かして次世代に継承することを目的にした鴨川市文化財保存活用地域計画に基づく取組を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・所有者・管理者に対する活動支援	生涯学習課
・鴨川市文化財保存活用地域計画に基づく取組の推進	生涯学習課

(4)市史の編さん、史・資料調査と保存・活用

古くから刻まれてきた歴史を後世へ伝えていくために、本市を一つの地域として横断的かつ総合的に捉え、より広い視野から市史を編さんする意義は大きいといえます。本市の歴史文化の形成経過を明らかにし、郷土の歴史に関する正しい理解が深まるよう取り組むとともに、市内外に本市の歴史的特色の発信に努めます。

また、市史の編さんに必要な歴史的文献・資料の保存・調査研究を通じて、次世代に確実に伝えるよう取り組みます。

①市史編さんの継続

本市の歴史的変遷を明らかにするため、市史編さんを継続して行ってきました。今後は、古文書史料の収集・整理・保存を進めるとともに、得られた情報を効率よく広く普及するため、市史編さん委員会を開催し、今後の編さん方針、発刊計画について検討します。

また、最新の研究成果等を活用し、市史の理解が進むよう解説講座を開催します。

②史・資料の保存と活用

地道な研究及び周知活動の結果、新史料が発見されており、継続して史料の収集・解読に努めます。また、史・資料の寄託・寄贈の受入れと整理・保存を行います。

<主な取組>

取組	担当課
・古文書史料の収集・整理・保存	生涯学習課
・市史編さん委員会の開催	生涯学習課
・市史の発刊計画の検討	生涯学習課

(5)地域の歴史文化資源の周知と有効活用

地域に埋もれた歴史文化を新たな視点から掘り起こし、市内外へ広く情報発信することが求められています。これまで以上に地域に根ざしたテーマの調査研究を深め、その研究成果を市民が理解しやすい形で紹介し周知します。

また、地域の歴史に重要な役割を果たしてきた、教育・観光・商工業・まちづくり等様々な分野の遺産や文化資源の有効活用を図ります。さらに、本市の歴史文化資源に関する本市人材の活用と次世代を担う人材の育成にも努めます。

①地域の歴史文化の理解促進

地域の歴史・文化・民俗・暮らし等の歴史文化に関する調査研究を推進し、その成果を活かした企画展や関連講座、収蔵資料展等を、郷土資料館や文化財センターで開催します。また、本市の歴史文化に興味関心をもつ年齢層を拡大するうえからも、出前講座の開催等を通して、本市で埋もれていた歴史の再発見が市民の共通財産となるよう理解促進に努めます。

引き続き、新たな視点から資源の掘り起こしに努め、地域に根ざしたテーマの調査研究を深め、その成果について、市民の理解が深まるよう広く紹介します。

また、郷土資料館の常設展示は、収蔵資料を有効に活用し、市民のニーズを踏まえ、魅力ある展示に努めるとともに、ソーシャルネットワークサービス等の情報発信の強化を進め、入館者の増加に努めます。

市民の郷土の歴史に対する理解を深めるため、また郷土を愛する心の醸成のために、公民館や学校、施設・団体等の講師派遣要請に応えた出前講座等を実施するなど、研究成果の普及を図ります。

②デジタル化の推進

ホームページにデジタルミュージアムを構築します。また、文化財や収蔵資料の情報をデータベース化し、デジタル化を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・地域の歴史文化資源の掘り起こしと有効活用	生涯学習課
・地域の歴史文化に関する調査研究の推進と成果を活かした展覧会及び講座(見学会等を含む)の開催	生涯学習課
・デジタルミュージアムの構築と文化財や収蔵資料情報のデータベース化	生涯学習課

2.5 青少年の健全育成

(1)青少年の健全育成に関する啓発の推進

青少年が抱える問題に対する様々な取組や方策を探り、保護者、地域住民、青少年育成指導者等との連携を図りながら、啓発活動を推進し、青少年の健全育成に努めます。

①体制の整備

青少年が抱える問題の重要性に鑑み、青少年の健全育成を図ることを目的に、鴨川市青少年相談員連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市公立学校PTA連絡協議会をはじめ、青少年関係団体等で構成される「青少年育成鴨川市民会議」は、各団体間ににおける相互の情報提供や連絡調整を行うとともに、年間を通じた非行防止パトロール等を継続して行います。

②学校・家庭・地域への啓発

青少年健全育成推進大会及び青少年育成指導者研修会を開催し、青少年健全育成に関する啓発と意識高揚を図ります。今後も、青少年をめぐる問題・課題等をテーマに研修会を開催します。

また、小中学生及び高校生等による青少年健全育成に関する作文等の発表会を開催します。

<主な取組>

取組	担当課
・青少年育成鴨川市民会議の充実	生涯学習課
・青少年健全育成推進大会の開催	生涯学習課
・青少年育成指導者研修会の開催	生涯学習課

(2)青少年育成団体の活動の活性化

青少年に活動の場及び仲間づくりの機会を提供し、多様な体験活動を通じて青少年の健全育成を推進します。

青少年育成団体が、学校及び警察等の関係団体と連携し、地域と一体となった青少年の健全育成に努めます。

①青少年育成団体活動の充実

青少年育成団体の指導者の交流を図りながら、球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会等青少年育成団体が連携した事業を開催します。

ジュニアリーダー講習会では、多様な体験活動を通じて子どもたちのスキルアップを図ります。

②体験の場・居場所づくりの推進

職場体験学習は、中学校のキャリア教育の一環として、家庭や学校では経験することのできない様々な体験活動や、職場における礼儀やマナーについて実体験をする場としています。今後も、学校と生徒の受入れ先との調整等に努めます。

各小学校区に設置している土曜スクールは、学校休業日に小学生が安心して活動できる場の確保を図るとともに、青少年の健全育成を支援するため、ボランティアスタッフである地域住民の指導のもと、異学年生との交流を交えながら、スポーツ活動、創作活動、文化体験活動等を積極的に実施しています。また、参加児童の好奇心や探求心を育み、社会性の向上を図るほか、地域住民を交えた歴史探索等により、「ふるさと鴨川」を学ぶことで郷土愛の醸成に努めます。

このほか、学校支援ボランティア事業と放課後子ども教室事業を包括する「地域学校協働本部」活動の充実、総合化及びネットワーク化を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・球技大会、ウォークラリー大会、ジュニアリーダー講習会等青少年育成団体が連携した事業の開催	生涯学習課
・職場体験学習の実施	生涯学習課
・土曜スクールの開催	生涯学習課

(3)青少年育成団体と地域の連携強化

青少年健全育成の重要性を再認識し、青少年相談員活動を充実させるとともに、青少年育成鴨川市民会議をはじめとした青少年健全育成団体による活動の充実を図ります。

①青少年相談員活動の充実

様々な青少年相談員活動を広く周知し、関係団体等と連携を図るほか、青少年育成鴨川市民会議・子ども会育成連盟の事業に参加し、青少年の健全育成に努めます。

②非行防止活動の推進

青少年育成鴨川市民会議や警察等関係団体が連携し、夏休みを中心に、年間を通じて非行防止パトロールを実施します。

また、地域における青少年の健全育成のため、青少年相談員による夏期パトロールを実施します。

<主な取組>

取組	担当課
・青少年相談員活動の充実	生涯学習課
・青少年育成鴨川市民会議や警察等関係団体が連携した非行防止パトロールの実施	生涯学習課



2.6 親が育つ環境づくり

(1)家庭教育の支援

家庭は全ての教育の出発点、保護者は子どもにとって最初の教育者であることから、家庭教育の充実に積極的に取り組みます。

保護者と小中学校が協力し、子どもたちの健全育成を図る活動を継続し、保護者一人ひとりが家庭教育の役割と大切さについて理解を深めるよう支援します。

子どもの成長や安全を地域全体で支えられるよう、学校・家庭・地域と連携して、家庭教育を支援する取組の充実を図ります。

①家庭教育・子育て支援庁内連携の充実

家庭教育や子育て支援、不登校支援に関わる部署による横断的・一体的な協力体制により、連携と情報共有を図るとともに、民間団体等の協力を得ることにより、家庭教育の充実に努めます。

②子育て学習への支援

子どもたちが、基本的生活習慣・規範意識・自立心・豊かな情操等を身につけ、心身の調和した健全な発達を図るため、家庭教育学級の開催や、家庭教育の学びの場を提供するなど、認定こども園や民間団体と連携した学習会を通して、子育てに関する学習を支援します。

また、子どもの能力・適性・興味・関心等に応じて、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、家庭教育の大切さを啓発し、親と子どもの関わりを支援します。

③親の学びの機会の充実

子育て学習会会報として、「母の和だより」を毎月、認定こども園等の関係機関に配付し、子育ての悩みの解消や情報共有等の機会を提供することで、子育て支援に努めます。

また、家庭教育担当者等が県主催の研修会へ参加し、保護者への適切な助言方法などを学ぶことで、子どもたちのより良い成長につなげます。

<主な取組>

取組	担当課
・子育て学習への支援	生涯学習課
・家庭教育学級の充実	生涯学習課

(2)保護者活動の支援

保護者活動を支援するため、学びの機会の充実が重要です。家庭教育の重要性について保護者自身が理解を深め、子育てに自信と喜びを感じられるように、専門家を活用した保護者の学習や研修の機会の充実に努めます。

①保護者研修機会の充実

公民館と認定こども園が、家庭教育指導員及び社会教育指導員と連携して、家庭教育学級を継続的に開催します。

保護者活動を支援し、学びの機会の提供に努めます。

②家庭教育指導員の活用

家庭教育指導員は、家庭教育に関する相談や指導を行うほか、子育て学習会についての支援・指導助言を行い、その充実に努めます。

天津小湊地区公民館内に家庭教育相談室を設置し、家庭教育指導員が家庭教育に関する様々な相談に応じています。家庭教育相談室では、非行、いじめ、不登校等の学校生活や交友関係の心配ごと、子育ての不安等の様々な相談を電話や面接により受けています。引き続き、相談活動の周知と充実に努めます。

また、家庭教育、子育ての参考となる資料として「母の和だより」を毎月発行し、関係者に配付しています。

<主な取組>

取組	担当課
・家庭教育学級の実施	生涯学習課
・家庭教育指導員の活用	生涯学習課



3. スポーツ・レクリエーション 生涯にわたる市民のスポーツ・レクリエーションの振興

3.1 スポーツ環境の充実

(1)施設の整備

市民誰もが身近にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域のスポーツ環境の整備を推進することにより、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しむ場を創出することが求められています。

市民一人ひとりがスポーツに気軽に親しみ、健康の維持・向上が図られるよう、またスポーツ観光交流都市として観光客等のニーズに応えられるよう、スポーツ施設の整備に努めます。

①スポーツ・レクリエーション施設の整備

総合運動施設は、南房総随一のスポーツ施設として利用されています。今後も、安全安心に利用できるスポーツの拠点施設としての整備を進め、試合観戦や各種スポーツ・レクリエーション活動の場や、地域住民の憩いの場の提供により、利用者の健康・体力増進等を図ります。また、文化体育館、陸上競技場、野球場等の計画的な整備を通じ、利用者の利便性、安全性の向上に努め、社会体育施設についても、計画的な整備と利用状況に応じた適正配置を検討します。

また、利用者が快適にスポーツ活動（各種大会、スポーツ教室、スポーツイベント等）ができるよう、競技力の向上及び健康増進につながる環境を提供するため、緊急度に応じ優先順位をつけ、修繕及び改修工事を行います。

社会体育施設の利用や学校体育施設の開放に関しては、受益者負担の原則に基づき、利用団体への応分の負担を含め、そのあり方を多面的に検討します。

指定管理者制度等民間活力の導入については、単にグラウンド等の維持管理を民間に委ねるだけでなく、総合運動施設がまちづくりの観点からその拠点施設として活かせるよう、利用形態も幅広く捉え、具体的な方法を検討します。また、小湊さとうみ学校は、令和4年度に指定管理者制度を導入し、令和5年度から民間運営となっており、今後も、地域住民で構成する「みんなで創るさとうみ学校の会」を交え、地元の理解、協力を得ながら地域への定着を図ります。

<主な取組>

取組	担当課
・総合運動施設の整備	スポーツ振興課
・社会体育施設の整備	スポーツ振興課

3.2 スポーツの振興

(1)市民スポーツの振興

市民総スポーツ社会の実現を図ることは本市スポーツ振興の基本であり、引き続き、生涯スポーツ、競技スポーツを促進します。施設管理運営について、民間活力の導入と合わせ、ソフト事業についても地域スポーツコミュニケーションと連携し、市民スポーツ活動を支援します。

①スポーツ教室や大会の支援

スポーツやレクリエーションは、子どもたちの心身の発達をはじめ、生活習慣病の予防や日々の健康の維持増進、体力向上等に大きな効果が認められ、活気があり豊かな生活を続けていくうえで、大きな期待が寄せられます。このような中、市民が年代や性別、技術レベルを問わずスポーツに親しむ機会を設け、また、市民によるスポーツ団体の活動を支援し、市民総スポーツ社会の実現を図ります。

さらに、生涯スポーツ、競技スポーツを促進するための各種教室、大会を支援します。

②総合型地域スポーツクラブの支援

子どもから大人まで年代の枠を超えた一つのチームとして、誰でも気軽に参加することができ、生涯にわたってスポーツを楽しむことができる場をつくり、健康づくり、地域の連携、世代間交流等を図ります。

総合型地域スポーツクラブ活動として、子どもから大人まで、誰もが気軽にスポーツを楽しみながら健康づくりを目指す「鴨川オーシャンスポーツクラブ」の活動を継続して支援します。会員を確保するとともに、将来の運営形態については、総合型地域スポーツクラブの趣旨に沿った形で考証し、会員相互による自主運営の形式も視野に入れながら、あらゆる方向性を検討します。

今後は、少しでもスポーツに興味を持ち、加入する市民を増やすための取組を推進するとともに、会員・指導者の募集を継続して行います。

③生涯スポーツの促進

子どもから大人まで幅広い世代で、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めため、スポーツ推進委員と連携しながら、スポーツや体力づくりへの意欲を高め、健康増進や運動習慣の定着を促すイベントを実施します。

また、地域スポーツ指導者の育成と確保に向けて継続的に取り組みます。

④競技スポーツの促進

鴨川市スポーツ協会及び地域競技団体等との連携による、競技力向上対策の推進を図るとともに、各種競技団体の育成・支援をこれまで同様に進めます。今後も、鴨川市スポーツ協会ならではのメリットをPRしつつ、多様化する幅広いスポーツニーズに対応しながら、事業を展開し、市民の競技力のレベルアップをはじめ、健康増進、仲間づくり等を推進します。

指導者の確保・育成に向けて、専門的な実技指導やトレーニング方法及びスポーツ医学的な指導ができるような研修会等の機会をつくり、地域指導者のレベル向上の場の提供・支援を行います。また、最新の指導スタイルやコーチングに対応した研修機会や情報の提供に努めます。

15の専門部で構成される鴨川市スポーツ協会を中心とした指導体制強化や千葉県民スポーツ大会等への選手派遣等、競技スポーツ振興施策を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・スポーツ教室や大会の支援	スポーツ振興課
・総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興課



(2)スポーツによるまちづくりの推進

スポーツ観光交流都市の実現に向け、関係する各種競技団体の合宿・大会等の受入れの機会を通じ、それを市民等が見学・体験することで、「するスポーツ」、「観るスポーツ」を推進し、スポーツ人口の増加や競技力の向上を進めます。

各種競技団体の合宿・大会等の開催は、市民のスポーツ人口の拡大や意識の高揚に役立つか、競技力の向上に大いに資する効果があります。加えて、地域経済の活性化にも寄与します。

スポーツ合宿・大会等の誘致については、地域スポーツコミッショント連携し、本市の魅力を国内外に発信すると同時に、新たな魅力の創造や掘り起こしを行い、トップレベルのスポーツ観光交流都市を目指します。

①スポーツの価値の発信

各種スポーツイベントの開催及び周知を行います。また、大学等のスポーツ合宿等の受入れ体制の充実を図ります。

フレンドシップシティ・プログラム協定を結んでいる千葉ロッテマリーンズと連携した取組や、プロ野球選手の自主トレーニングの誘致等を行います。また、女子サッカーチーム「オルカ鴨川FC」を地域をあげて応援しており、これらの取組により、郷土愛及び地域一体感の醸成並びにスポーツ、文化、経済等の振興を図り、地域の活性化につなげます。さらに、一層の来場者の増加を目指し、宿泊施設や観光施設関係者とのタイアップを図り、スポーツ観光交流都市として魅力あるイベントの実施やおもてなしに取り組みます。

また、スポーツ愛好者を増加させることにより、健康増進につなげ、プロのスポーツ選手を身近に感じることで、市民が夢と希望を持てるような環境を整えます。

②スポーツ観光交流の推進

スポーツ観光交流都市の実現に向け、「する・観る・支えるスポーツ」を一体的に推進します。千葉ロッテマリーンズ選手等による自主トレーニングや、オルカ鴨川FC公式戦など、市民が観戦や体験を通じてスポーツに触れる機会を広げるとともに、運営を支えるボランティア活動を通じて、裾野の拡大を図ります。

また、合宿誘致については、利用団体の満足度向上を図りつつ、平日・閑散期の施設利用促進につなげるよう、新規利用の確保を図ります。

観光や地域資源との連携を強め、宿泊・飲食・観光消費の拡大による経済波及効果を高めることで、交流人口の増加と都市ブランド力の向上を目指し、「持続可能なスポーツによるまちづくり」を推進します。

<主な取組>

取組	担当課
・スポーツ合宿等の受入れ体制の充実	スポーツ振興課
・スポーツイベントの開催及び周知	スポーツ振興課
・プロ野球選手の自主トレーニングの受入れ・継続的な誘致	スポーツ振興課

